

第 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第1回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月10日（月） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 全員協議会室

3 出席委員（11名）

1番	田口元	2番	小笠原正光
4番	安保春喜	5番	石鳥谷義行
6番	高谷秀和	8番	福島美紀子
9番	成田彩子	10番	阿部弘子
11番	児玉廣進	12番	柳沢誠
13番	兎澤悦雄		

4 欠席委員（2名）

3番	中村和廣	7番	阿部聖
----	------	----	-----

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について
- 第6 その他
- 第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎孝人	主幹	阿部友美範
主任	柳澤将太		

7 議事録署名委員

4番	安保春喜	委員
5番	石鳥谷義行	委員

8 会議の概要

事務局長	それでは、総会を始めますので、皆様ご起立よろしく願いいたします。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、3番中村委員、7番阿部 聖委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	---

会 長 事 務 局 長	ただいまより鹿角市農業委員会第1回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。山崎局長、よろしくお願ひいたします。 【会務報告の資料を基に朗読】 会務報告ですので、ご了承方よろしくお願ひいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願ひたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 4番安保委員、5番石鳥谷委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。 どうかよろしくお願ひをいたします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案資料の2ページをお開きください。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。農地別内訳ですが、9件、田んぼが17筆、3万3,386㎡、畑が1筆、950㎡です。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号1番から5番を議案書を基に朗読】 こちら、先ほど全て法人が関係している案件は、利用権の設定に係る申請が提出されているので後ほどご審議をよろしくお願いします。 【受付番号6番から9番を議案書を基に朗読】 こちら今回5条転用で申請が上がってきておりましたので、ご審議をよろしくお願いします。 説明は以上です。 説明が終わりましたが、ご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。
議 長 委 員 一 同 議 長	(「なし」の声) よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ござ

委員一同 議長	いませんか。 (「なし」の声) そのように承認します。
議長 事務局	次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 6ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、賃借権が3件、田んぼが4筆、6, 612㎡、所有権の有償移転が2件、田んぼが4筆、6, 417㎡、無償移転が3件、田んぼが6筆、1万2, 692㎡、畑が5筆、9, 022㎡です。 7ページをお開きください。 第3条 【受付番号1番から6番を議案書を基に朗読】 次に、9ページをお開きください。 【受付番号7番から8番を議案書を基に朗読】 続きまして、こちらの一覧表をご覧くださいと思います。 こちらですけれども、受付番号の4番と5番につきましては、同一世帯内での所有権移転のため現地確認はしておりません。それ以外に、1、2、3、6、7で2ページの8番につきまして2班に確認いただきまして、いずれも支障はなしと判断をいただいております。 以上です。
議長 安保委員	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があれば発言をしていただきたいと思います。4番の安保委員はどうですか。 ナンバー1のほうですけれども、昨年まで何かソバか何か植えた跡があつて管理はされていまして、特に問題ないと思いました。
議長 阿部(弘)委員	阿部弘子委員はどうですか。 耕作されておりましたので大丈夫だと思います。
議長 石鳥谷委員	それでは、次に5番の石鳥谷委員はどうですか。 事務局の説明どおりで特に問題になるようなことというのはありませんでした。
議長 児玉委員	11番の児玉委員はどうですか。 同じく支障ないと思います。
議長 田口委員	それでは、2番田口委員は何か。 去年も耕作してるところで支障ないです。
議長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。ございませんか。よろしいで

委員一同	すか。
議長	(「なし」の声)
委員一同	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
議長	(「なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の10ページをお開きください。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が1件、畑が1筆、540㎡です。 11ページをご覧ください。 第4条 【受付番号1番を議案書を基に朗読】 こちらは追認案件です。 こちら、ちょっと説明していくために、こちらの位置図をご覧ください。 位置図の1ページをご覧くださいますと、こちらの場所が確認されているかと思えます。ちなみに、場所が集落の西側に位置している住宅地の中にある農地となっております。 2ページを開いていただきますと、このマジックで黒く塗ったところが今回の申請上がってきているところになります。こちらは前確かに畑だったんですが、平成27年に農地として取得しており、この方、この位置図を見ますと宅地を結構持つての方で、そこの雪を捨てる場所がなかなかないということで一応農地転用という申請する制度を分らなかったとのことです。この方は自分の宅地の中の雪捨て場というよりは周りの集落の方もちょっと雪捨て場に困っているようで、そこの雪もここに置いていいよということで 雪を置かせてあげておりました。あと、この方、仮設車庫というのが位置図にありますけれども、そこに除雪機も入っておりまして、その除雪機で周囲の方の雪もここに置いており、無償でやっているということで、ボランティア的な形でやっているということを伺っております。 実際今回、本来であれば農地を転用する前に申請すれば通る内容ですので、まず追認として受けても許可の要件には載るのかなと事務局では考えております。許可の要件の内容としましては、集落接続といまして集落内に家を建てるのであれば農地を転用可能であり、この方は宅地をたくさん持っていますので、その宅地の2分の1を超えないものであれば転用許可が出せるという許可の2つのどちらかに当てはまると考えておりますので、そのため許可が可能ではないかと考えております。 内容の説明は以上です。 続きまして、こちら一覧表をご覧くださいだと思います。

議 長 石 鳥 谷 委 員 議 長 児 玉 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	一覧表の２ページですね。こちら受付番号１番という、雪捨て場ということになってます。こちらを１班に確認いただきまして、まず、農地ではないと確認いただいております。 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。５番の石鳥谷委員はどうですか。 ここはもう見たとおり、見てきたんですけれども、砂利が敷かれてまして雪投げ場として使って、雪もまだ少し残っているような状態で明らかに農地以外の利用ということで確認してきました。 以上です。 それから、１１番の児玉委員はどうですか。 石鳥谷委員と一緒に申請は妥当だと思います。 ご苦労さまでございます。それでは、ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言いただきたいと思います。何かございませんか。事務局の説明でよろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	それでは、次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の１２ページをお開きください。 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について。 農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が３件、畑が４筆、１，９６３㎡です。 次、１３ページをお開きください。 第５条 【受付番号１番から３番を議案書を基に朗読】 次に、こちらの位置図の３ページをご覧ください。 受付番号１番から３番の申請地の場所ですけれども、寺の東側に位置している農地となっております。 ４ページを開いていただきますと、このような形で土地の利用計画図が申請されております。ちょっといびつというか、上と下に分かれている形で駐車場と排雪場として使いたいと申請が上がってきております。 申請書を確認しますと、現在の寺で檀家さんの駐車場として利用しているところがとても少なく、お盆とか利用しようとするとうキャパシティを超えてしまうということで新たに駐車場及び排雪場が欲しいため、申請書を提出されております。あと、こちら法定外公共財産の水路にかかっておりまして、こちらは市の財政課の管財地籍班

		から工事と使用許可を受けております。
		続きまして、こちらの一覧表をご覧くださいと思います。
		受付番号1番から3番につきまして1班に確認いただきまして、まず申請は妥当だと意見をいただいております。
		以上です。
議 長		ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらについても現地確認に行った委員より補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。5番の石鳥谷委員はどうですか。
石鳥谷委員		特に問題になることはありませんでした。農地として昨年まで管理されておりましたので妥当と思います。
議 長		11番の児玉委員はどうですか。
児玉委員		私も申請は妥当だと思います。
議 長		ご苦労さまでした。それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言いただきたいと思います。安保委員。
安保委員		4番安保ですけれども、この配置図の2枚目にある図面、利用計画というのを見ますと、366というのがまだ耕作されているところですか。
議 長		事務局。
事務局		そうですね。366は耕作されているとのことですよ。
安保委員		その周りのところには影響ないという解釈でよろしいですか。
事務局		そうですね。利用、駐車場と排雪場ということで特段周りに影響出るような目的ではないので、いずれ問題ないと考えております。
安保委員		その後ろのほうにある左側にある370-1とか369、その辺も耕作していますか。
事務局		そうですね。宅地の裏なので自家野菜とかやっている可能性はあります。
安保委員		入っていく道路があつて、水があつてという解釈でいいですね。
事務局		水は特段、畑です。
安保委員		畑。
事務局		そうですね。畑ですので、なので、特段水は必要ないかなと思っております。
安保委員		分かりました。
議 長		これについては、石鳥谷委員は。
石鳥谷委員		ここを見てきたんですけれども、366の下に365とありますけれども、ここが要するに宅地になってるんです。うちが建っており、それで366がその付属の畑というような感じで全部端から端まで使ってるわけじゃないですけれども。自家菜園みたいな形で使われていました。
議 長		なるほど。駐車場に埋め立てしても支障はないという判断で見えてきましたか。
		ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委員一同		(「なし」の声)
議 長		それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同		(「なし」の声)
議 長		そのように決定します。

議 長	次に、議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の14ページをお開きください。 議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が31件、田んぼが82筆、17万4,143㎡、畑が1筆、2,527㎡、6年から9年が10件、田んぼが33筆、4万6,907㎡、畑が7筆、1万6,087㎡、10年以上が27件、田んぼが60筆、12万3,548㎡、畑が1筆、2,046㎡です。 15ページをお開きください。 受付番号1番から受付番号4番までは法人の案件になりますので、議員案件となります。借り人については読むのを割愛させていただきます。 利用権設定 【受付番号1番から4番を議案書を基に朗読】 以上です。
議 長	ただいま1番から4番まで事務局の説明がございましたけれども、こちらは委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	そのように決定します。
事 務 局	それでは、事務局、5番から説明をお願いします。 ちなみに受付番号5番から次のページなんですけれども、受付番号9番の場合は法人の案件となりまして、委員案件となりますが本日委員が欠席ですので、このまま審議をさせていただきます。 利用権設定 【受付番号5番を議案書を基に朗読】 ちなみに、こちら賃料が4万8,000円となっておりますが、これ間違いではなくて、この農地に大きいハウスが建ってまして、話を聞くとケイオウザクラ用のハウスと伺っており、ハウスを置かせてもらってるため、この金額で借りているということになっております。 【受付番号6番から9番を議案書を基に朗読】

議 事 務 局	以上です。 それでは、１０番から１７番まで委員案件ですので説明をお願いします。
	利用権設定 【受付番号１０番から１７番を議案書を基に朗読】
議 長	以上です。 ただいま５番から１７番まで委員案件を説明いただきましたけれども、こちらを審議していただきたいと思います。何かご質問があればご発言いただきたいと思います。 田口委員。
田 口 委 員 事 務 局	法人は再設定でいいんですけれども、他の法人について、これは今まで個人が経営主になっているんですけれども個人が作っていたんですか。 実は１８条の解約とのことで、結構、例えば借りていた農地をまとめたということです。（「はい、了解」の声あり）
田 口 委 員 事 務 局	やっぱり耕作していてよくない農地を頼まれたとかというのがありましたので。
田 口 委 員	場所が悪いところなんだよな。
議 長	昔、耕作者が管理が不十分で頼まれたということで引き受けたと。以上です。
委 員 一 同	引き受けてもらって助かる。
議 長	ほかの委員より何かございませんか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	いいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
事 務 局	（「なし」の声）
	そのように決定します。
	それでは、１８番から説明を続けてください。
	利用権設定 【受付番号１８番から２０番を議案書を基に朗読】
	この方、今回３月の認定審査会で新たに新規就農者となった農家となります。
	【受付番号２１番から２５番を議案書を基に朗読】
	こちらの方も認定新規就農者です。４月から認定新規就農者として活動しております。この方、キュウリをやっているそうで、来年はちょっと所有者不明農地を私探索しまして、そちら５反歩ぐらいを使って稲作をしたいと聞いておりましたので、その予定で私も手続をしたいと思っております。
	利用権設定

	【受付番号 26 番から 34 番を議案書を基に朗読】 以降は再設定となりまして、ちょっと時間を取りますので確認いただければと思います。 以上です。 ただいま 18 番から 34 番まで事務局の説明が終わりましたけれども、その後の再設定も含めましてご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。柳沢委員。 12 番柳沢です。30 ページの再設定地で賃借料ありか。 使用貸借になっています、昔からの付き合いらしくて、使用貸借にしているということになっています。 ほかにはございませんか。柳沢委員、どうぞ。 再設定もそうなんですけれども、死亡をしている所有者っているじゃないですか。参考資料のほうに、まず貸人は現在おうちの方というか、相続を進められていたので、どんなものなんですか。というのは、令和 6 年から相続の土地の変更あったじゃないですか。それをやらないと国からの罰則というか、10 万円以下というのは、ご存じなのかと。再設定とかは別にいいんですけれども、変更とか書かないのかな。 そうですね。私も一応受付するときにそういう方がいる場合は、柳澤委員と同じように令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間の猶予は置くけれども、それ以降でもし「相続しないのであれば法務局から過料が来るよ」という説明は随時して、相続をするように促しています。やっぱりできる方とできない方がいるので、あとは個人で判断してもらうという形になっているけれども、一応アナウンスのほうは随時しております。 ちなみに、今日来た方でも「司法書士に頼むのはちょっと」という方もいたんですけども、そういう方については市の広報で情報の広場とあるんですけども、そこで司法書士の無料相談とあるので、そういうところを紹介したり、もし農業委員さんの方でも、「相続どうすればいいか」と相談があった場合は、そういう市の広報のほうに司法書士とかそういう方の無料相談の機関が載ってるときがあるので、そういうのでちゃんと予約して 30 分時間を取ってくれるからそういうので聞いてもらってもいいんじゃないかなと言ってあげてもいいのかなと思っています。もし若い方であれば、法務局のホームページを見ればすごい分かりやすい形で、こういう感じで書類を添付してくださいと最近何か増えていたので、そういうのも見ながらちょっと相続してみてもいいのかなと。 よろしいですか。 (「はい」の声) それでは、ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「なし」の声) そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。
議 長	
柳 沢 委 員	
事 務 局	
議 長	
柳 沢 委 員	
事 務 局	
議 長	
委 員 一 同	
議 長	
委 員 一 同	
議 長	
委 員 一 同	
議 長	

議 長	ほかに、何かもしこの機会にお話があれば承りたいと思いますので、何かござい せんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。
	それでは、これをもちまして今日の総会を終了したいと思います。
	本当にご協力ありがとうございました。
事 務 局	修礼を行いますので、ご起立をよろしくお願いします。
議 長	長時間にわたり本当にありがとうございました。
事 務 局	修礼、礼。
委 員 一 同	ご苦労さまでした。